

第13回教育委員会（定）

開会日時 平成23年 7月 8日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時15分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員 別府 明雄
委員 今井 英彦
委員 谷田 泰
委員 本山 千恵子
委員 北川 容子

出席事務局職員

事務局次長	浅島 和夫	庶務課長	矢嶋 吉雄
学務課長	森下 真博	生涯学習課長	中島 実
指導室長	中川 修一	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	大澤 宣仁	中央図書館長	近藤 直樹

署名委員

委員長

委員

午前 10時00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成23年第13回の教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、浅島次長、矢嶋庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、中川指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、大澤学校地域連携担当課長、近藤中央図書館長、以上の8名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により本山委員にお願いいたします。
本日の委員会は、8名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 請願第1号 板橋区立中学校の教科書採択についての陳情書
請願第2号 板橋区の教科書採択に関する請願
請願第3号 中学校の教科書に関する要望書

(指導室)

委員長 それでは、議事に入ります。本日は、請願が3件提出されています。
日程第1 請願第1号「板橋区立中学校の教科書採択についての陳情書」、請願第2号「板橋区の教科書採択に関する請願」、請願第3号「中学校の教科書に関する要望書」、以上ですが、これらを一括して指導室長から説明してください。

指導室長 それでは、請願第1号「板橋区立中学校の教科書採択についての陳情書」について、説明いたします。

—————様から、教育長あてに提出された陳情書でございます。

陳情の要旨は、平成24年度から使用する中学校教科書の採択に当たっては、教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨に最もふさわしい教科書を採択することとあります。

この陳情の理由としましては、教育基本法が、豊かな情操と道徳心を培う、伝統と文化の尊重、我が国の郷土を愛する態度の育成など改正され、それに伴い、学習指導要領も改正され、総則に明記されました。

教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨が教育に適切に反映されるためには、教科書の果たす役割は大変重要であることから、改正の趣旨にふさわしい教科書が採択されるよう陳情すると書かれてあります。

以上が陳情書の趣旨であります。

請願第2号「板橋区の教科書採択に関する請願」について、ご説明いたします。

—————様から署名116名をもって、教育委員会委員長と教育長の連名あてに提出された請願でございます。

請願項目は、次の4点でございます。

1、教科書の採択に当たっては、直接子供たちに授業を行い、各教科の専門家である現場教員の意見に基づき採択してください。

2、そのために現場教員が、使用を希望する教科書を十分検討の上意思表示できるよう、学校移動展示も含む閲覧方法や閲覧時間を確保するなど確実な意見収集の方策を整えてください。

3、教職員や区民・保護者が新しい教科書を広く検討し意見表明できるよう、教科書閲覧の会場と期間をさらに拡大してください。

4、教育委員会での教科書採択に当たっては、これまで通りに無記名投票の方法はとらず、いっそう区民・保護者・教職員への説明責任を果たしてください。

この請願の理由につきましては、どのような教科書が子供たちにとってふさわしいかを検討判断できるのは現場の教職員であるので、教育委員会が現場の教職員の意見を十分に聞き取り、尊重することは何よりも重要であると書かれております。

また、教職員はもとより、保護者・区民にも閲覧の場と意見表明の機会が必要である。閲覧会場は2カ所あるが、さらに多くの会場と閲覧期間の拡大を求めるとともに、採択に当たっては、保護者・区民の意見も十分反映させるよう求めると書かれております。

以上が請願の趣旨であります。

請願第3号「中学校の教科書に関する要望書」について、説明いたします。

—————様から署名238名をもって教育委員会あてに提出された要望です。

要望の項目は、次の2点でございます。

1、中学校の歴史と公民に関して、育鵬社と自由社の教科書はともにその内容に多くの問題があり、私たちはこのような教科書で次の世代を担う子供たちが授業を受けることは望ましくないと考えます。育鵬社と自由社の歴史と公民の教科書は、いずれも採択しないでください。

2、教科書の採択に当たっては、各学校の教科の専門家であり、板橋の子供の状況を把握している現場教員の意見を尊重して、教科書を選択してください。

この要望の理由につきましては、育鵬社と自由社は、両社ともに日本が過去に行った戦争や植民地支配による苦痛と被害の記述を押さえ、正当化する論調が強い。また、日本国憲法の平和主義と民主主義を軽視している。

さらに問題なことは、教科書の採択に当たって、現場教職員の意見を排除しようとしてきたことと書かれてあります。以上が要望書の趣旨であります。

以上です。

委員長 以上につきまして、質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

本山委員 「採択しないでください」という要望を受けることはできないと思うのですけれども、教職員の希望は、今まで板橋の教育委員会は、私が関わってからはずっと教職員の皆さんの意見を尊重して選んできたと思います。今回も、教職員の意見は、私は十分尊重しようと思っております。

教育長 3つの団体の方から陳情書が出ていますけれども、私たち教育委員会で、これか

ら教科書採択の論議に入らなければいけないんですけれども、今日これから、答申を出していた教科書の採択についての調査報告書をいただけることになりますので、それから本格的に教育委員として各人勉強して、8月末までに論議を詰めるということになりますので、あえて今ここで、この陳情について採択、不採択ということを論議するのは早いのかなとも思っています。

できれば継続にさせていただいて、私たちの採択の状況を見ていただきたいと思っています。

委員長 従来から、教科用図書審議会に答申を求めまして、その中では、現場の先生を含む調査委員会で綿密に調査されていると思いますし、また、現場の先生も実際に教科書センター等で教科書をご覧になって、区民としてのご意見を寄せておられると伺っておりますので、それらを参考にしていけばよろしいのではないかと考えております。

他にご意見がなければ、今回の請願については継続審議というご意見がありましたので、お諮りいたします。

請願第1号、請願第2号、請願第3号については、現在、教科書の審議を行っておりますので、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、作業の目途がつくまで継続審議とすることをご異議ありませんか、

(異議なし)

委員長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 平成24年度使用教科書の採択について（答申）

(資料指-1) (指導室)

委員長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「平成24年度使用教科書の採択について（答申）」でございます。平成23年4月18日付で諮問になった件でございますが、平成23年7月5日に、板橋区教科用図書審議会、渡部邦雄会長より板橋区教育委員会に答申されたものでございます。指導室長から説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、平成24年度使用教科書の採択（答申）について説明させていただきます。

4月18日付教育委員会諮問に対しまして、先日、7月5日に教科用図書審議会第3回におきまして答申をいただきました。その答申について、ご説明させていただきます。

まず、「平成24年度使用教科書の採択について（答申）」でございます。読ませさせていただきます。

東京都板橋区教育委員会様

板橋区教科用図書審議会会長 渡部邦雄

平成24年度使用教科書の採択について（答申）

平成23年4月18日付で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 採択基準作成について

別紙により採択基準を作成いたしました。

2 調査研究の方針及び方法について

上記採択基準を基に調査研究の項目及び観点を定め、全教科にわたりその発行者について調査研究を進めることとしました。また、「東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則」に基づき、教科用図書調査委員会を設置し、調査研究をすることとしました。

3 調査研究について

調査研究については、平成23年5月10日に教科用図書調査委員会を設置し、調査方法等について説明を行い、5月29日まで調査委員会において調査・研究を実施し、第2回の審議会にご報告をいただきました。

4 調査研究結果及び学校調査結果・区民アンケートの整理について

本審議会は、板橋区教育委員会の諮問を受け、慎重に審議及び調査研究とその結果の整理を進めてまいりました。

その結果、中学校使用の教科書及び特別支援学級用の一般図書（学校教育法附則第9条）については、発行されている図書について別添のとおり資料を作成いたしましたので、貴教育委員会がこれを十分に活用し、適正な教科書の採択を行うようお願いいたします。

資料名

○平成24～27年度使用教科書調査研究資料（中学校用）

○平成24～27年度使用教科書学校調査研究資料（中学校用）

○平成24年度用特別支援教育教科書調査研究資料

（学校教育法附則第9条による一般図書）

○平成24～27年度使用教科書（中学校用）区民アンケート結果

以上でございます。

次に、添付資料について説明をさせていただきます。

まず、「平成24年度～平成27年度使用教科書調査研究資料（中学校用）」でございます。

東京都板橋区立学校教科用図書選採事務規則に基づき、5月10日に教科書図書調査委員会を設置いたしました。5月29日までの期間に、9教科15種目、延べ66の教科書発行会社が発行する教科書について、79人の調査委員の方に調査研究を実施していただきました。

調査研究に際しては、採択基準を作成いたしました。基準には、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜、発展的内容の5つの検討項目を設け、さらにそれぞれ2から6個の視点を定め、調査研究いたしました。

教科書の調査研究に当たりましては、区立学校の校長、副校長、教諭の中から、各教科単位に経験豊富で専門性の高い者を選びまして、調査研究に臨んでまいりました。

次に、「平成24～27年度使用教科書学校調査研究資料（中学校用）」でございます。

これにつきましては、6月7日から24日までの期間に、中学校ごとの意見を、学校調査という形で報告いただきました。

審議会で定めた採択基準の検討項目に基づき、調査委員会がまとめた資料を参考に、9教科15種目、延べ66の教科書発行会社が発行する教科書について、各中学校に調査研究を実施していただきました。そして、いただきました報告書を各教科の発行社別に、担当指導主事が整理、要約して作成したものでございます。

続いて、「平成24年度用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条による一般図書）」でございます。

これは特別支援学級用の一般図書のことでありまして、児童・生徒一人一人の障害の程度、状況に合わせて、直接学校が選ぶ教科書であります。

今回、特別支援学級用の教科書として、一般図書の中からふさわしいものを広く掘り起こし、リストとして提供していただきました。

続きまして、「平成24～27年度使用教科書（中学校用）区民アンケート結果」でございます。

これにつきましては、教科書展示会を6月7日から30日まで、教科書センター及び教育科学館において実施いたしました。2カ所合わせて、教職員が29人、区民が87人、区外が13人の、計129の方が教科書を閲覧いたしました。

その中で、58人の方からアンケートをいただきまして、指導室で要約して作成いたしました。なお、数学、美術、技術に関する意見はございませんでした。

最後に、板橋区の教科書採択について、手紙や葉書の形で、区民の方から要望、要請が教育委員会に届いております。「平成23年度中学校教科書採択要望・要請一覧」としてまとめてございますので、ご参照ください。

以上の資料に基づきまして、今後、教育委員会で採択をしていただきますが、これまでの審議会の検討結果を簡単にまとめてございますので、資料をご覧ください。

第1回、4月18日。教育委員会からの諮問を受け、審議会委員への委嘱及び発令。審議会の設置。委員長を互選により選出。教科書採択に係る制度の説明。採択基準の審議を行いました。

第2回、6月3日。5月10日に設置した教科用図書調査委員会の委員長から、各教科の調査研究報告及び審議、学校調査の報告書、書式、及び区民アンケート用紙の確認。教科書展示会の説明を行いました。

第3回、7月5日。学校調査報告及び審議。特別支援教育教科書調査の説明。教科用図書区民アンケート結果の説明。そして、諮問に対する答申をいただきました。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

谷田委員 取りまとめご苦労様でした。まだ全部に目を通してはいるわけではないのですけれども、しっかりこれを見させていただいて今後の審議の参考にさせていただきたいと思います。

今井委員 教科書調査研究資料ですけれども、今回、科目間の書き方の統一みたいなのを図ってくれているようで、すごくよかったです。

特に、前回、小学校ほどではないのですけれども、中学校は科目間の個性がすごく、この書きぶりによって、それこそ、「行間を読めよ」というプレッシャーが行間に書いてある科目とか、「もっとストレートに言ってくれていいのに」という思いが強かったのですが、今回は、まだ、ざっとしか見ていませんが、すごく読み取りの間違いが減るかなという期待があります。ありがとうございます。

本山委員 先ほどの私の発言と重複するんですけれども、私の自宅にもお葉書を多数いただいております。最初から、これと、ここは排除した方がいいというご意見なんです。そんなに最初から排除することはできないんですけれども、今日いただいた資料、それから教職員の先生方のご意見を尊重して、これから進めていきたいと思っております。

教育長 学校調査ですけれども、学校の方に回して、学校としての意見を上げて、まとめていただいておりますけれども、どの程度、学校で論議されたのでしょうか。その辺の状況が分かれば教えてください。

指導室長 各学校におきましては、区内の4つのブロックごとに教科書展示を設置しました。それに、教科書の展示会場が2カ所ございます。そこに教職員がそれぞれ行って教科書を見て、それぞれ論議をするということですが、ご案内のように、中学校の場合には教科の担当がございますので、各教科の担当の者同士が見合い、話し合い、それぞれ学校ごとに各教科の教科書についての意見を上げていただいたということでございます。

教育長 教員の意見がきちんと上げられたと考えていいわけですね。

指導室長 それぞれの教科の担当教員の意見が、素直な内容として上がってきているとお受け取りいただいて結構でございます。

委員長 あとは、科目によっては、例えば音楽でも国語とか英語とかが絡んでくるじゃないですか。そういったところは、例えば、音楽の教科書を他の科目の先生が見て評価するというのはあるのでしょうか。

指導室長 詳しい確認はとっておりませんが、基本的には、そこまでの配慮は、なか

なか厳しいかと思っております。

ただ、例えば英語の先生方については、小中連携というところは、小学校の外国語活動を意識して英語の教科書を見ているという意見は、非常に強く感じられますが、横断的に教科間というところまでは、こちらも把握しておりません。

推測で物を申すのは失礼かもしれませんが、そこまで細かくというところは、結構厳しい状況だったかと思っております。

委員長 他にございますでしょうか。

今井委員 いよいよ、あとは真面目に読むしかないという段階ですが、スケジュールとしては、半分ぐらいずつ行くのでしたか。

委員長 結果的には、多分半分ぐらいになるかもしれませんが、できるところまで。

今井委員 「まだ読んでいません」ということになるはずいかなという、それだけなんですけれども。

指導室長 今後のスケジュールということでお話しさせていただきますと、7月22日の教育委員会、それから8月4日の教育委員会、そして8月24日の教育委員会、特に、8月31日までに東京都に報告しなくてはいけないということですので、この3回の教育委員会の中で採択をいただくという形になると思います。

今井委員 22日から、もう個別に始まるということですね。

委員長 そうということです。科目ごとに。

今井委員 この順番でしたよね。順番がありましたよね。

指導室長 予定では、国語からということで考えております。

委員長 今、ホームページで平成22年度の使用教科書という一覧表が載っていますけれども、平成23年度というのは載っていないのですか。

指導室長 それは、申しわけございません。

今井委員 継続で、中学校は変わっていないので。

教育長 2年間。

委員長 変わっていないのなら、それでいいのか。

でも、小学校は古いのが載っていたような気がする。

今井委員 小学校は去年のも載っていますね。

指導室長 今年度のものが、まだ載っていないということですか。

委員長 小学校は国語が光村で載っていたでしょう。

指導室長 すみません、それは確認して、すぐに修正します。

今井委員 東京都でなくて、板橋区です。

委員長 東京都も同じ。多分古いです。

今井委員 そうですか。

指導室長 では、ホームページは、すぐに確認をとらせていただきたいと思います。申しわけございません。

委員長 それでは、教科書採択に関しましては、今回上がってまいりました調査資料等、十分検討いたしまして、次回の教育委員会で審議したいと思います。

○報告事項

2. 人事情報

(資料指-2) (指導室)

委員長 次に、報告2「人事情報」について、指導室長から報告してください。

指導室長 それでは、お手元の資料指-1「人事情報」をご覧ください。

6月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めまして、総勢1,872人であり、5月末から変化はございません。

動きの内訳としましては、休職者等が全体として67名で、2名増えております。

内訳としましては、病気休職に入った者が2名、育児休業に入った者が3名で、5名増員でございますが、育児休業から産休に入った者が2名、病気休職から復帰した者が1名で、減った要員が3名ということで、合わせて2名の増ということでございます。

教職員数に変動はございませんでしたが、増加と減少の要因としては、期限付任用教員が2名増えました。それに対しまして退職した者が2名ということで、増減がなかったということでございます。

裏面でございますが、非常勤職員につきましては学習指導講師が1名減でございます。1名採用いたしまして、2名退職ということです。

退職については大谷口小学校と三園小学校でございますが、7月1日付で大谷口小学校には配置済みでございます。また、7月11日付で三園小学校には配置予定ということになってございます。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。
今年は学習指導講師が辞めてもすぐ補充していただけるので、他からの引き抜きもないということで、色々努力していただいた結果ではないかと思えます。

指導室長 ちなみに、学習指導講師が抜けるほとんどの理由は、期限付採用という形で、区内はもちろんですけれども、都から補充という形で抜けていくケースが大変多いということです。

○報告事項

3. 3月11日東日本大震災に伴う学校施設被害状況報告

(資料新-1) (新しい学校づくり担当課)

委員長 では、次に報告3に移ります。「3月11日東日本大震災に伴う学校施設被害状況報告」について、新しい学校づくり担当課長から説明してください。

新しい学校づくり担当課長 それでは、「3月11日東日本大震災に伴う学校施設被害の状況報告」でございます。資料新-1になります。

申しわけございませんが、この資料の中で被害状況とあるんですけれども、○が幾つか並んでございまして、下から3つ目が「ジョイント部の」で止まってしまっていますが、これは重複してしまっているもので、削除ということで、申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

説明に入らせていただきます。

4月22日開催の教育委員会におきまして中間報告ということでさせていただいております。被害状況や対応の方針につきましては、そのときの報告と特段変わるものではございませんが、その後の対応など、進捗状況のような形で捉えていただければと思います。

資料の2枚目以降が被害の一覧表となっております。6月25日現在ということになっております。

こちらの表の中でいきますと、小学校が35校、中学校が17校という形になっております。

表の中で「調査月日」というのがありますが、この調査月日に記載されている日に、実際に、新しい学校づくりの担当職員、営繕課の職員、また場合によっては保守点検業者で確認点検などを実施しております。

資料の右端の「工事予定・備考」欄が対応の状況となっております。

中には「見積もり依頼中」という項目もまだございます。こちらにつきましては、当然、金額は出ておりませんが、現在把握しております補修の経費でございます。

小学校が35校で約1,200万円ほど、中学校17校につきましては約4,400万円ほどとなっております。当然、今後、見積もり提出によりまして金額は増えるものでございます。

この対応につきましては、引き続き、安全の確保を第一に、財政状況や工事の処理件数といったものも考慮しながら、順次対応してまいりたいと思います。

例えば、建物の躯体に大きな安全上の影響がないのですけれども、例えば、表面のタイルがはがれたりとか、見栄えの部分で少々我慢いただくようなこともあるかと思いますが、安全第一ということで、引き続き、遅れのないように取り組んでいきたいと思います。

説明は以上です。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

谷田委員 被害の金額のお話で、小学校は1,200万円、中学校は4,400万円ということですが、小学校は校数が多くて金額が少なく、中学校は校数が少ないですが金額が多いということですが、何か、中学校と小学校で根本的に建物が違うとか、何かあって、こういう数字なんですか。

新しい学校づくり担当課 確かに校数が半分といったところですが、処理自身の中で緊急小破的な処理が小学校の方が多かったような状況を聞いておりますので、中学校の方が少し金額のかかるといいたいでしょうか、そういった工事が入っていると聞いております。

谷田委員 中学校だから、特別に何か理由があるということではないということですね。

新しい学校づくり担当課 ではなく、たまたま分けて金額を申し上げました。

委員長 赤塚第三中学校のプールの水が溢れたというのは、地震で揺れて水が溢れたと思うのですが、これは今後も、あの程度の地震が来るとなってしまうということで、対策はとられるのでしょうか。

新しい学校づくり担当課 結局、水面が揺れて波打つてということですので、検討は必要なんですけれども、プール水はプール水で、災害用、消火用という役目も一方ではありますので、量の調整とか、そういったことでしか対応はできないと思うのですが、また検討が必要かと思っております。

委員長 大谷口小学校もそうですけれども、上にプールを持ってくるといのは、そういう点では色々検討しなければいけないというのはあるのではないかと思います。

本山委員 すごく瑣末なことで恐縮なんですけれども、向原中学校のガス機器の損傷に対して東電が対応したということですが、別件だったのですか。

新しい学校づくり担当課 申しわけありません、確認が必要だと思います。

教 育 長 前から言われていましたけれども、これから、学校が防災拠点で避難所などの機能が今以上に増していくようになると思うのですけれども、特に避難所になる体育館の天井が、上板橋第三中学校みたいに、石こうボードが落下という状況がありますよね。

これも天井補修が必要と書いてあって、今まで、まだ緊急対応できずに、ネットがずっと張ってある状態で使っています。今後、こういうことが起きてくると、下に避難された方がたくさんいるような状況ではまずいかと思うのですけれども。他の学校に関しては大丈夫でしょうか。

新しい学校づくり担当課 体育館のところにつきましては、3月11日以降、特に避難スペースというところもありますので、被災地で起こったバスケットゴールの落下とか、そういったものもありましたので、その部分と合わせまして、学校の方には点検するようお願いしております。

その後、天井ではないんですけれども、バスケットゴールの緩みなどにつきましては、数件対応して、締め直したりという対処をしておりますので。天井の部分につきましては、現在、そういった特に危険を感じるような報告というのは入っていない状況です。

委 員 長 特に体育館のバスケットゴールについては、フェイルセーフということで、さらにボルトレンチが外れても落ちないような鎖を巻いておくとか、それをやった方がいいかとは思っております。

ただ、それをやると実際に使うときにはすごく不便なのですけれども、安全性を考えると、やらざるを得ないかなという気がしております。

新しい学校づくり担当課 先ほどの向原中学校のガス機器の件ですけれども、資料の誤りでございました。東京ガスでした。申しわけございません。

委 員 長 ガスで些細なことですけれども、中根橋小学校のガスマイコンメーター3基停止というのは、停止するのは当たり前の地震だったのではないかという気がするのですが、これは上げなくてもいいのかなという気がしますけれども。

それ以外に、何か重大なことがあったということでしょうか。

新しい学校づくり担当課 特にございません。幾つか、学校はそういったマイコン型、いわゆる自動停止したようなことがありましたら、東京ガスの方に、場合によっては対応してもらっております。

委 員 長 学校のマイコンメーターと家庭用のマイコンメーターは違うんですか。私の家も

実は止まりましたけれども、ちゃんと復旧していますから。

あと、金沢小学校のガス系統が1本不通というのは、パイプが折れたとか、そういうことで不通になったのでしょうか。

新しい学校づくり担当課 詳細については承知してございません。

本山委員 先ほどの体育館の天井ですけれども、修理するときに、前に委員長がおっしゃっていたグラスファイバー系の、落ちても痛くない、ふわりと降りる新素材が開発されているんですけれども、お値段はまだ高いみたいですけれども、そういうので修理するということは考えないのでしょうか。

新しい学校づくり担当課 現実的に、上板橋第三中学校の方では、今後、修理も念頭に置いて進めておりますので、費用と効果というところも1つ問題があるんですけれども、そういった意味で、試す素材の1つとしては検討できればと考えています。

委員長 ただ、上板橋第三中学校は、私も記憶がないんですけれども、一般的に、板橋区の体育館はほとんど天井なしの、むき出しのままですよね。

新しい学校づくり担当課 そうです。基本的には、いわゆる骨組みというのでしょうか。

委員長 特に、展示会場みたいに、どうしても天井がないと上が不体裁だというところは、石こうボードをやっていたところが、そういった布に変えてしまうというところが出てきているようですけれども、地震に対しては、それはそれでいいんですけれども、遮音効果もなくなりますし、どちらがいいかというのは分からない。

ただ、板橋区の学校の体育館は、ほとんど天井板がないので、その板が落ちる心配はないと思います。だから、この上板橋第三中学校の石こうボードも、壁の方ではないかなと推測しています。

といったことでよろしいでしょうか。

色々、費用もかかりますし、時間的にもかかるかと思いますが、修理と、今後起こらないような対策をよろしくお願いいたします。

○報告事項

4. 適正規模及び適正配置審議会の審議経過について

(資料新-2) (新しい学校づくり担当課)

委員長 では、報告4「適正規模及び適正配置審議会の審議経過について」、新しい学校づくり担当課長から説明してください。

新しい学校づくり担当課 それでは、「適正規模及び適正配置審議会の審議経過」につきまして、ご報告させていただきます。資料につきましては、新-2でございます。

こちらの資料につきましては、先日、7月4日開催の第9回審議会の資料として

も提出したものでございます。

この4月に、区議会の改選など、審議会の委員数名の委員変更がありましたこと、それから、前回の審議会の開催から5カ月ほど、少々間があいてしまったということもありまして、審議の確認も含めて、こちらをご用意したものでございます。

まず、I番でございますけれども、こちらでは、学校を取り巻く環境の変化、特に学校規模の大規模化と小規模化の二極化傾向が現れている地区について確認をさせていただいております。

続きまして、II番では、適正配置を検討する上での課題ということでございまして、こちらでは課題を7点上げております。

個々の説明は省略させていただきますけれども、これまでの審議会、さらには小委員会の審議におきまして浮かび上がりました課題、申しますれば、答申をまとめる上での課題といたしまして列挙しております。

特に、前回の平成13年の答申のころとは、例えば1番の学校支援地域本部を初めとする学校と地域の連携、あるいは5番の学校改築との関係、2ページ目にいきますと、6番の特別支援教育との関係、あるいは7番の小中連携教育の関係など、新たに考慮すべき点が出てきております。

III番ですが、これまでの合意事項について記載しております。前提となります審議の視点について確認しております。

今回の答申では、まず、子供たちの教育環境の改善、教育条件の整備を第一に、学校と地域の連携が推進する学校配置となるような基本的な考え方として構築していくということで、審議会の方でも確認しております。

また、実際に教育上望ましい規模につきまして、審議会における共通認識として持ちました。小学校、中学校ということで、それぞれ学級数、児童生徒数については記載のとおりでございます。ただし、望ましい規模を下回る場合、または上回る場合の考え方につきましては、今後も課題や検討すべき事項があるというような状況でございます。

3ページ目につきましては、4番でございますけれども、こちらにつきましては、これまで主に小委員会の中での検討をしてきたわけですが、その検討の中で浮き上がってきました課題を抱えた特徴的な地域・学校を抽出することといたしました。

この点線の枠内に、3つの具体的な現象につきましてお示ししております。事例検討ということですので具体的な学校名なども出ておりますが、あくまでも3つの大きな事例というような形で捉えていただければと思います。

1点目は、学校が密集し、小規模化が進んでいる地域。例といたしまして、仲宿地域センター地域、板橋第三中学校ブロックということです。

2つ目は、望ましい規模を下回り、早急な対応が必要な学校ということで、志村第三小学校、大山小学校ということです。この2校につきましては、今年度は新入生が一けたという人数となっております。

3点目が、隣接校との距離が離れ、学校の大規模化が進んでいる地域。こちらは、下赤塚・成増地域センターの地域、主に赤塚第三中学校ブロックということになっ

ております。

審議の中では、これら特徴的な地域や学校を検討していくこと、進めることによって、具体的な方策が導き出されるのではないかと期待もしているところでございます。

今後についてですけれども、そうは申しまして、今年度末までに審議会としての答申を出す予定でございまして、予定されている審議会の回数も限りがございます。予定で申しますと、あと4回となっております。

今後の予定といたしまして、大まかなところですが、年内を目途に中間のまとめを作成いたしまして、以後、パブリックコメント等の手続を踏まえた上で、2月ないし3月の審議会の中で答申を、最終的に策定したいと思います。

これらの審議を進めていく上でも、1つ、別個の課題といたしましては、現実に過小規模や過大規模校が存在しておりますので、場合によっては早急な対処が求められる状況も考えられているという状況でございます。

それから、最後に、4ページ目のところにつきましては参考ということでございまして、平成13年3月の答申の概要、それから適正配置の実施状況などを簡単にまとめさせていただいております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

谷田委員 IIIの、これまでの審議における合意事項というところは、大体こんなことになってきていますよと。それ以外に、このIIのところをもうちょっと深くやっていきましょうと、そういうまとめ方と捉えたらいいのでしょうか。

新しい校づくり担当課 そうです。検討ということで1年、2年近くやってきておりますので、これからの審議の中では、審議会の立ち位置も含めまして、これらIIの7点の課題を答申の中でどう表現していくかというようなところが大きな課題となっております。

次回の審議会が9月上旬を予定しているんですけども、そこまでに、もう一度小委員会を予定してございまして、ある程度、この部分については整理した上で、次の審議会でもより具体的な内容に入っていけるのではないかと考えています。

今井委員 審議会の射程距離としては、例えば規模が小さいから地域での検討が必要であるという考え方が審議会に出ている。具体的に、地域の検討を審議会のもとで行うというところまでいくのか、その手順というか、やり方みたいなことを定めていただいて翌年度から始めるとか、どういう形になっていくのかなど。

新しい校づくり担当課 恐らく、審議会の役割といたしましては、一定程度の答申を出して、今回、地域での検討も必要ではないかと。地域に考えていただくような場面も必要ではないかという話になっております。

実際には、答申を出した後は配置計画という、もう少し具体的なものを用意し

なければならぬと考えておまして、現実的には審議会の中でその地域の動きを掌握していくことにはならないと考えております。

審議会の大きな意見といたしましては、平成13年のときに、ある程度答申が出た中で、答申あるいは教育委員会の方針の中で実際に適正配置を何校か実施してきたわけですが、先ほどのご説明の中でありました地域と学校というものが平成13年答申のころとは、小中連携教育も含めまして全く様相が変わっております。

そういった中では、一方的といつてはあれですが、そういった学校の意見、地域の意見を十分に反映した上での処置というか、対処が必要だと、審議会の方でも意見は出ております。

今井委員 分かりました。

委員長 学校設立時と現状とでは、どんどん変わっておりますし、工場跡地がマンションになったり、農地がどんどんマンションになっていくということで、先の予測も含めて適正配置を考えるというのは、なかなか難しいとは思いますが、やっぱり考えていかなければいけないというところに難しさがあると思います。

地域の意見を問えば、まず、「おらが学校は残しておきたい」という意見が絶対に強いので、その意見は、ほとんど適正規模とか適正配置を考慮されて出てくる意見は少ないかなという、単純な予測ですが、そういった意見に対してはどうしていくのかというあたりが課題になってくるのかと。

某小規模の小学校で、地元の町会が五、六個ある学校で、町会長が全部その学校の卒業生だということで、そういう学校をどうするかという意見は、非常に地域の方のご意見があると思うので、なかなか難しいと思います。

新しい学校づくり担当課 審議会のところでも紹介をさせていただいたんですけれども、ある特定の小規模の学校の地域で、「学校を考える会」といいますか、そういった動きも出てきております。

まさに、現実的に、そういう地域の動きというものも、こちらの方でも動きを掴みながら、あるいは中に入っていくながら状況を確認していく必要があると思います。全くこれまでの動きとは違う形で、この適正配置・適正規模について考えていかなければいけないと考えております。

教育長 前回の平成13年度のときの答申は、「6学級以下で150人を下限に」という、それが一人歩きをしまして、答申が出た途端に、「決めたのか」、「それで決まったのか」ということで、「地域の意見も何も聞いていないではないか」というあたりで、そういう決め方をしたというところに地域の反対が多かったわけです。

今回は、反対の声はもちろんあるでしょうけれども、その点はしっかり地域と話し合いをして、地域がある程度同意しなければ進めることはなかなか難しいと思っています。

ただ、審議の視点のところにあるように、今回は、本当に小規模になってしまっ

たときに子供たちが本当にいい状態で教育を受けられるのかどうか、そこが第一の観点になると思いますので、その点も含めて地域の方にきちんと説明をし、了解をいただいて初めて実現できることだと考えています。

委員長 ということで、とりあえず、適正配置審議会の審議経過の報告ということで、よろしいでしょうか。

○報告事項

5. 茶摘み体験事業で製茶された茶葉の放射性セシウムについて

(資料庶－1) (庶務課)

委員長 次に、報告5「茶摘み体験事業で製茶された茶葉の放射性セシウムについて」、庶務課長から説明。

庶務課長 資料庶－1をご覧ください。

茶摘み体験事業で製茶された茶葉の中から放射性セシウム、これは食品衛生法の暫定規制値を上回る量が出てきたといったことが起きました。そのことについて、ご説明させていただきます。

まず、この事業の所管ですけれども、赤塚支所の都市農業係というところが、農業体験の授業というところで毎年実施していきっているものでございます。

今年は小学校3校がそれに参加したんですけれども、5月9日に区内の茶畑でそういう茶摘み体験の授業を行って、茶摘みをした後に、お茶を製茶したものが6月15日にでき上がったわけですけれども、それを児童に渡して、飲んでもらう前に、昨今お茶から放射性セシウムが出ていたという影響もあって、安全性を確認するために放射性物質の分析を行ったところ、暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出されたということでございます。このため、この製茶は児童に渡さず、全量廃棄処分することとしたということです。

これを受けて、二番茶の生茶についても同様の分析をしましたが、そちらは暫定規制値を下回ったという結果を得ています。

それから、専門家の協力を得て、児童が茶摘みをしたという行為そのもので、放射線の被曝があるかどうかということを検討しましたが、健康への影響の可能性は極めて少ないということを確認しておるところでございます。

それから、区内の農産物は大丈夫なのかというところの懸念もありましたが、現在流通している板橋区内の農産物は、東京都による調査により、暫定規制値以下であると確認されています。区も緊急に農作物、ジャガイモの検査を実施したところ、放射性物質は検出されませんでした、というところでございます。

経緯ですけれども、簡単にご説明申し上げます。

今年の茶摘み体験事業は、5月9日に実施するといったことを決めまして、それより前、4月20日に練馬区のハウレンソウを東京都のJA中央会が検査をしたところ放射性物質は暫定規制値を下回っていたために、お茶も大丈夫であろうといった判断のもとに、5月9日にお茶摘みの体験を実施したというものでございます。

実施の時間は、午前9時から午前11時の2時間ぐらいです。一番茶20kgを採取したということでございます。参加したのは、区内小学校3校の4年生または5年生の約300人で行いました。

摘んだお茶は、その日の午後に製茶工場に搬入いたしました。それから、これはマスコミで話題になりましたけれども、5月11日に神奈川県足柄のお茶から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたという報道がありました。

これは、ある意味で東京都を飛び越えて、福島から遠いところでこういったセシウムが検出されたということで大きく取り上げられたものでございます。その取り上げられたものよりも、この茶摘みは2日ほど前であったということがございました。

それから、6月には板橋区産のコマツナについて、東京都とJA中央会が検査をしていますけれども、そこでは暫定規制値を下回ったということで報告を受けております。

製茶が終わったので、6月15日に工場にそのお茶を取りに行ったわけですが、安全を確認するために、日本食品分析センターにお茶を持ち込んで、放射性物質の分析を依頼しました。その結果が6月20日に出てきて、今申し上げているように暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたということになります。

6月22日に二番茶の茶摘みを行って、それをさらに、同じように分析センターに持ち込んで、6月29日には生茶の二番茶の検査結果も出たということでございます。

次のページをご覧ください。

検査の結果ですけれども、まず、一番茶について、これは製茶した状態ですが、放射性ヨウ素については検出されませんでした。ですけれども、放射性セシウム134、137が、それぞれ1,300ベクレル、1,400ベクレル、合わせて、1kg当たり2,700ベクレルが検出されたというものでございます。

ちなみに、食品衛生法の暫定規制値は、放射性セシウムが1キログラム当たり500ベクレルですので、約5倍の量が入っていたという結果が出ています。

それから、二番茶の検査ですけれども、これは生茶の状態で測っております。放射性ヨウ素については同じく検出されませんでしたけれども、放射性セシウム134が160ベクレル、放射性セシウム137が190ベクレル検出されたというものでございます。こちらの方は、合計しても500ベクレルに達していないという結果にはなっております。

それから、3番の原因等でございますけれども、こちらがなぜ出てきたかという詳細については分からないんですけれども、2段目以降、「参考までに、農林水産省の見解では」というところですが、「お茶の特性として、特に新芽はカリウムを必要とし、セシウムはカリウムと科学的性状が似ているため、水素爆発のあった時期に降り積もった放射性セシウムをカリウムと間違えて新芽に集めたのではないか」ということが国からは示されているところでございます。

区の見解でございます。

今回の茶葉に関する放射性物質の検査については、区が実施した茶摘み体験事業

であるということ、児童たちに最終的に製茶を渡すという事業であるということ踏まえて区独自に検査を行ったものでございまして、結果的にお茶を児童に引き渡さなくて済んだということについては、不幸中の幸いといえますか、安心したところでございます。

それと、茶摘みに参加された児童やその家族の方々には、茶摘みの際の児童の外部被曝の心配をされていると思いますけれども、今回の製茶の放射性セシウムの濃度に基づき推定をした結果では、茶摘みによって新たに受ける量は、現在区で測定している環境濃度の平均的な値である1時間当たり0.1マイクロシーベルトの1%程度であるということで、この値は極めて低く、茶摘み行為による健康への影響の可能性は極めて少ないと考えているところです。

それと、こういう結果が出てきましたので、区内の農作物は大丈夫かということで、今後、東京都やJAあおばとも連携をしつつ、農作物の検査を行っていくということにしております。

一番下の段落ですけれども、区と板橋ふれあい農園会で、学校用給食のジャガイモを検査、また、都が板橋区2品目、練馬区4品目の野菜を検査したところ、いずれも放射性物質は検出されなかったといった結果を得ています。

次のページが「参考資料」でありますけれども、上の表は、区の職員が茶畑のところで空間の放射線量を測ったという結果でございます。

地表1mで、1時間当たり0.1マイクロシーベルト。地表近辺では0.09マイクロシーベルトであったということで、特にこのお茶畑が、俗に言うホットスポットになっているということは認められないということです。

それから、これは農作物の検査結果でございますけれども、実施主体は区と都が行ったというものがあります。

区ではジャガイモを2つの農家から採取して検査しましたがけれども、放射性ヨウ素、それから放射性セシウム、いずれも検出されずということでございます。

東京都が行った、板橋区内農家のなす、エダマメ、それから練馬の農家のタマネギ、インゲン、キュウリ、トマトといった検査が載っておりますけれども、これも、いずれも放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されずという結果でございました。

この内容について、区では6月30日に記者会見を開いて情報提供いたしました。翌日に、大分、新聞に取り上げられたということでございます。

それから、7月1日に該当する3校の保護者に対して、緊急の合同保護者会を開催しまして、これについては既に報告させていただいております。

それから、今週ですけれども、合同の保護者会が余り急だったということもありますので、各学校別にも説明会を開いているところでございます。

人数的には余り多くの方が集まっているわけではございませんけれども、この茶葉の話で個々に出てきている意見については、「給食の食材は大丈夫でしょうか」ということですか、移動教室で日光ですか榛名ですかということに行きますけれども、「板橋区に比べると線量が高いところに行くということについて不安があります」といったようなことが、合わせて質問をされている内容でございますけれども、説明をした限りでは、ご納得いただいているのではないかと考えており

ます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

本山委員 茶葉の放射線量を測定していただいたというのは、とてもよかったと思います。前日は大丈夫だったということなんですよ。気づかずにこの製茶を渡していたら大変なことになったと思いますけれども、子供たちが飲む前にストップできたのでよかったと思いました。

ただ、茶摘みとかに行くと、新芽をそのまま食べてみようという子がいたのではないかと心配があるんです。

それから、新芽をてんぷらにして食べるというようなことを過去よくやっていたかと思うのですが、今回の場合は、そういうことはなかったのでしょうか。

庶務課長 茶摘みの会場で、1枚とか口にしたというのは、どうもあるようです。

それについては、量的には大変少ないものですので、先ほど言っているように、健康的な被害はないに等しいでしょうということと言われています。

それから、他に料理をして食べるということについては今回しておりません。全て製茶の方に回しているということです。

次長 先日、校長会があったんですけれども、こういう時期だから、洗わずに直接食べる、そういうことについては、学校として配慮してほしいということは申しあげました。

今井委員 11日の足柄のニュースが出てすごくあせったのではないかと思いますけれども、それで測定して、製茶したお茶を配らなくてよかったという、そのとおりで、それは国の基準を超えているものを配らなくてよかったという意味で、知らないで飲んでしまって、すごく危ないかということ、まだそういうレベルでは全然ないというあたりは、無用な不安を呼び起こさないためにも押さえておいた方がいいという気がします。

特に、摂取した場合の換算の係数とか、そういうが手元にないので分からないですけれども、そういうのは計算上出ますので、それによる発ガンのリスクというのは、ある程度以上の数値なら出ますので。それは明確に分かることなので、必要であれば計算をするといいいのかなという気がします。補足です。

委員長 教育委員会に関係することではないと思いますが、一番茶の製茶したものについては、商品として農家が出荷されたりはしていないのですか。

庶務課長 区内の農家では、お茶は商品として扱っていないそうです。こういう体験のためにお茶を提供してくれているというものでして、決してそれを出荷していると

いう形ではないそうです。

委員 長 自家用というような形。農家同士という。

教 育 長 これできているお茶が20キロ弱程度ですから、本来だったら子供たちに配って、あとは関係の人たちがちょっとずつ飲むという程度のものだと思います。

委員 長 よろしいでしょうか。
では、次に、委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

教 育 長 お手元に6月28日付の福井新聞の切り抜きを置いてございますけれども、今、福井大学の教職大学院と提携をして、赤塚第二中学校の先生が2人、大学院生になりました。月に1回、福井大学の先生方が赤塚第二中学校に来て、大変いい授業をいただいているんです。

その2人の教員の様子を含めて、その様子が福井新聞に出ていましたので、どんなことをやっているのかというのがよく分かったものですから、お配りしましたので参考にさせていただければと思います。

委員 長 ということで、福井新聞で紹介されたということです。
他にございますでしょうか。なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会は終了いたします。

傍聴の方は退席願います。ありがとうございました。

なお、これから、教育委員と事務局事務打合せ会を行いますので、委員と職員の方はお残りください。

午前 11時 15分 閉会